

(2008年版)

開 示 書

第53期

自 平成19年4月 1 日

至 平成20年3月31日

株式会社アサヒトラスト

- 目次 -

はじめに	2 頁
主な記載項目について	2 頁
1 . 会社の概況	5 頁
会社名等	5 頁
会社の沿革	5 頁
会社の目的	6 頁
事業の内容	7 頁
営業所の状況	7 頁
財務の概要	8 頁
発行済株式総数	8 頁
主要株主名	8 頁
役員の状況	9 頁
従業員の状況	10 頁
2 . 営業の状況	12 頁
営業方針	12 頁
当社及び当業界を取巻く環境並びに営業の経過及び成果	12 頁
対処すべき課題	14 頁
受託業務管理規則	14 頁
外務員の登録状況	22 頁
委託者に関する事項	22 頁
苦情、紛争、訴訟に関する事項	22 頁
3 . 経理の状況	24 頁
貸借対照表	24 頁
損益計算書	25 頁
株主資本等変動計算書	26 頁
個別注記表	27 頁
監査に関する事項	30 頁
財務比率	30 頁
4 . 追加情報	31 頁

【はじめに】

本書は、平成20年3月期(平成19年4月～平成20年3月)における当社の会社概要、営業の状況および経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社名等」

会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。

「会社の沿革」

当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」

定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」

当社の経営組織、業務の内容について記載しています。

「営業所の状況」

本店および従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。

「財務の概要」

平成20年3月決算期における資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益、当期純利益等の主要な財務指標について記載しています。

「発行済株式総数」

平成20年3月末現在における発行済株式の総数を記載しています。

「主要株主名」

所有株式数の多い株主5名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」

当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員の状況」

当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」

当社の営業方針を記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境並びに営業の経過及び成果」

内外の経済の状況及び商品先物取引業界の動向、並びに当社の平成20年3月期における業績について記載しています。

「対処すべき課題」

当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」

当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

「外務員の登録状況」

期首および期末における登録外務員数ならびに期中における外務員の登録人数および抹消人数を記載しています。

「委託者に関する事項」

期首および期末における委託者数および期中における新規委託者数を記載しています。

「苦情、紛争、訴訟に関する事項」

苦情、紛争、訴訟等「顧客等が提起したもの、当社が提起したもの、双方が提起したものと及び値合金処理に関するもの」について当該年度に発生した件数及び前年度から継続している件数を区分ごとに記載しています。

3. 経理の状況

「貸借対照表」

「損益計算書」

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

「会社計算規則」第129条に基づくもののほか、以下の注記項目について記載しています。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「会社計算規則」第132条
2. 貸借対照表等に関する注記「会社計算規則」134条
3. 損益計算書に関する注記「会社計算規則」135条

「監査に関する事項」

「財務比率」

当社の主要な財務比率について記載しています。

諸 項 目	計 算 式	
(a) 純資産額規制比率	$\frac{\text{純 資 産 額}}{\text{リ ス ク 額}} \times 100$	商品取引所法の規定に基づき算出したリスク額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があると言えます。
(b) 純資産額資本金比率	$\frac{\text{純 資 産 額}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$	純資産額に占める資本金額の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定成長していると言えます。
(c) 自己資本資本金比率	$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{資 本 金 額}} \times 100$	資本金額に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。
(d) 自己資本比率	$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$	総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。
(e) 修正自己資本比率	$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額}} \times 100$	委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額および委託者債権の保全制度に基づいて預託されている資産の額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。
(f) 負債比率	$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純 資 産 額}} \times 100$	純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。
(g) 流動比率	$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$	短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

会社名等

商品取引員名 株式会社アサヒトラスト
 代表者名 代表取締役社長 奥 石 宏 司
 所在地 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号
 電話番号 03 - 3667 - 7011(代)

会社の沿革

当社は昭和28年10月設立され、昭和30年10月より東京穀物商品取引所の商品仲買人として商品先物取引業を開始いたしました。

その後昭和33年5月社名を静岡商事株式会社から丸静商事株式会社に変更し、昭和41年4月本店所在地を東京都中央区日本橋本町1丁目1番に移転、昭和63年9月には日本の商品先物取引市場の先駆者ともいえる山種グループへ参加したのを契機に経営体制を一新、平成元年4月社名を株式会社アサヒトラストに変更、平成11年4月1日山種物産株式会社を吸収合併、本店所在地を東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号に移転し現在に至っております。

年 月	概 要
昭和28年10月	静岡商事株式会社（東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目5番地・資本金300万円）
昭和30年10月	東京穀物商品取引所に加入 資本金を500万円に変更
昭和30年11月	東京ゴム取引所（現東京工業品取引所）に加入
昭和30年12月	静岡支店開設
昭和31年12月	資本金を1,000万円に変更
昭和32年 2月	東京繊維商品取引所（現東京工業品取引所）に加入
昭和32年12月	横浜支店開設
昭和33年 5月	丸静商事株式会社に社名変更
昭和34年 4月	資本金を2,000万円に変更
昭和35年10月	東京砂糖取引所（現東京穀物商品取引所）に加入
昭和38年 4月	前橋乾繭取引所に加入
昭和38年 6月	資本金を5,000万円に変更
昭和41年 4月	本店所在地を東京都中央区日本橋本町1丁目1番に移転
昭和42年12月	仙台支店、福島支店開設
昭和43年 3月	資本金を7,000万円に変更
昭和43年 9月	資本金を9,000万円に変更
昭和45年12月	資本金を1億2,000万円に変更
昭和46年 1月	農林水産大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
昭和48年 1月	札幌支店開設 北海道穀物商品取引所（現東京穀物商品取引所）に加入
昭和57年 1月	資本金を2億円に変更

年 月	概 要
昭和57年 3月	東京金取引所（現東京工業品取引所）に加入
昭和57年 6月	資本金を2億4,000万円に変更
昭和59年 4月	資本金を3億6,000万円に変更
昭和59年11月	東京工業品取引所（3取引所合併）に加入
昭和60年12月	資本金を4億8,000万円に変更
昭和63年 9月	山種グループに参加
平成 元年 4月	株式会社アサヒトラストに社名変更
平成 3年 7月	日本商品ファンド業協会（現日本商品投資販売業協会）に加入
平成 3年10月	資本金を8億8,500万円に変更
平成 3年11月	農林水産大臣および通商産業大臣より第一種商品取引員受託業の許可を受ける
平成 4年10月	大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業（協議法人）の許可を受ける
平成 6年 4月	大宮支店開設
平成 7年10月	資本金を9億8,500万円に変更
平成11年 4月	山種物産株式会社を吸収合併し資本金18億6,000万円となる 本店所在地を東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号に移転、帯広支店開設
平成11年 7月	東京工業品取引所石油市場に加入
平成12年 8月	関西商品取引所農産物市場を脱退
平成13年 5月	横浜商品取引所農産物市場に加入
平成14年 4月	東京支店開設
平成17年 5月	株式会社日本商品清算機構に加入 委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金に加入
平成17年 9月	横浜商品取引所農産物市場・繭糸市場を脱退

会社の目的

1. 農産物、海産物、畜産物、生鮮食品、柑橘類および食料品の売買業
2. 生ゴム、ゴムおよびゴム製品の売買業
3. 繭糸および繭糸製品の売買業
4. 綿花、綿糸、綿製品、絹製品、人絹糸および衣料品の売買業
5. 原毛、羊毛および毛糸の売買業
6. 砂糖および砂糖製品の売買業
7. 非鉄金属、鉄鋼、鉱石、貴金属、精密機械、木材、合板、石油、石炭、石油・石炭精製副産物およびプラスチック等の売買業
8. 前各号に掲げる商品等の先物取引業、委託受託取引業、販売代理業および輸出入業務
9. 金融業、有価証券の運用管理、生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業務
10. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業
11. 前各号に付随する一切の業務

（注）上記目的のうち下線部分の事業は現在行っておりません。

事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、11頁に記載しております。

(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引およびオプション取引、以下「商品市場における取引」という）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主たる業務としております。業務内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ．商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務および委託の取次業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 169 号」

経済産業省「平成 17.4.21 商第 5 号」

取引所名 \ 市場名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	石油	上場商品名
東京穀物商品取引所						小豆、とうもろこし、NON-GMO大豆 一般大豆、大豆ミール、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
						粗糖、精糖
東京工業品取引所						金、銀、白金、パラジウム
						天然ゴム
						ガソリン、灯油、原油、軽油

(平成20年3月31日現在)

ロ．商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番1号	03-3667-7011
仙台支店	宮城県仙台市若林区新寺一丁目4番5号	022-791-6171
札幌支店	北海道札幌市中央区南二条西七丁目5番地6	011-261-6341

(平成20年3月31日現在)

財務の概要（平成20年3月決算期）

(a) 資本金	1,860,000千円
(b) 純資産額 *1	3,895,530千円
(c) 総資産額	6,231,673千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,273,660千円 (771,256千円)
(e) 経常損失	17,299千円
(f) 当期純利益	41,474千円

*1 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

発行済株式総数

発行済株式の総数 3,450,000株（平成20年3月31日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

主要株主名（上位5名）

（平成20年3月31日現在）

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社中央ロジスティクス	東京都江東区	1,282千株	37.2%
山種不動産株式会社	東京都中央区	1,207千株	35.0%
株式会社ヤマタネ	東京都江東区	635千株	18.4%
金山証券株式会社	東京都中央区	264千株	7.7%
山崎元裕	東京都江東区	50千株	1.4%
計		3,438千株	99.7%

（注）1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 所有株式数の割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

役員 の 状 況

役 名 及 び 職 名	氏 名 生 年 月 日	略 歴	所 有 株 式 数
代表取締役 会 長	宮 本 勇 昭和 12 年 11 月 9 日	昭和 36 年 3 月 辰巳倉庫(株) (現株ヤマタネ) 入社 昭和 61 年 7 月 同社取締役 平成 02 年 9 月 山種商事(株)代表取締役社長 平成 04 年 6 月 当社代表取締役社長 平成 14 年 6 月 山種不動産(株)監査役 (現職) 平成 16 年 6 月 当社代表取締役会長 (現職)	千株 0
代表取締役 社 長	興 石 宏 司 昭和 20 年 7 月 18 日	昭和 47 年 3 月 協栄物産(株)入社 昭和 50 年 3 月 丸静商事(株) (現株アサヒトラスト) 入社 昭和 60 年 5 月 取締役福島支店長 平成 05 年 6 月 常務取締役営業本部長 平成 16 年 6 月 代表取締役社長 (現職)	千株 0
常務取締役 営業本部長	紺 野 栄 信 昭和 22 年 4 月 6 日	昭和 50 年 5 月 丸静商事(株) (現株アサヒトラスト) 入社 平成 08 年 6 月 取締役仙台支店長兼福島支店担当 平成 11 年 4 月 取締役営業副本部長 平成 14 年 4 月 取締役営業副本部長兼東京支店長 平成 16 年 6 月 常務取締役営業本部長 (現職)	千株 0
取 締 役 管理部門統括 部 長	太 田 文 興 昭和 20 年 11 月 11 日	昭和 43 年 4 月 株式会社審美堂入社 昭和 61 年 4 月 丸静商事(株) (現株アサヒトラスト) 入社 平成 03 年 10 月 総務部長兼人事部長 平成 16 年 4 月 管理部門統括部長兼総務部長 平成 16 年 6 月 取締役管理部門統括部長兼総務部長 平成 20 年 4 月 取締役管理部門統括部長 (現職)	千株 0
取 締 役 本店営業部長	高 原 幸 男 昭和 28 年 11 月 27 日	昭和 52 年 4 月 丸静商事(株) (現株アサヒトラスト) 入社 平成 14 年 4 月 仙台支店長 平成 16 年 4 月 東京支店長 平成 16 年 6 月 取締役東京支店長 平成 17 年 12 月 取締役本店営業部長 (現職)	千株 0
取 締 役 トレーディング 部長兼情報 企画部担当	鍵 和 田 均 昭和 37 年 9 月 28 日	昭和 60 年 4 月 (株)山種産業 (現株ヤマタネ) 入社 平成 02 年 5 月 山種物産(株)へ出向 平成 11 年 4 月 (株)アサヒトラストへ出向営業企画部課長 平成 11 年 12 月 当社へ転籍 平成 14 年 10 月 トレーディング部長兼情報システム部長 平成 16 年 6 月 取締役トレーディング部長兼情報システム 部長 平成 20 年 4 月 取締役トレーディング部長兼情報企画部 担当 (現職)	千株 0

役名及び職名	氏名 生年月日	略歴	所有株式数
監査役 常勤	小林 光行 昭和24年1月29日	昭和44年9月 山種物産(株) (現株アサヒトラスト) 入社 平成07年3月 同社経理部長 平成11年4月 当社入社(経理部次長) 平成15年10月 当社経理部長 平成19年6月 当社常勤監査役(現職)	千株 0
監査役 非常勤	大野 勝 昭和13年3月25日	昭和36年4月 (株)住友銀行(現株三井住友銀行) 入行 昭和63年6月 同行取締役 平成02年6月 明光証券(株)専務取締役 平成08年6月 銀泉(株)取締役副社長 平成08年8月 山種不動産(株)取締役副社長 平成10年5月 同社代表取締役社長 平成10年6月 金山証券(株)監査役(現職) 平成10年6月 当社監査役(現職) 平成19年6月 山種不動産(株)代表取締役会長兼社長(現職)	千株 0
監査役 非常勤	角田 達也 昭和31年3月2日	昭和55年4月 (株)住友銀行(現株三井住友銀行) 入行 平成11年4月 同行日本橋支店長 平成13年4月 同行三鷹法人営業部長 平成18年5月 同行退行 平成18年6月 (株)ヤマタネ取締役経営企画部長 平成19年4月 同社取締役管理本部経営企画部長(現職) 平成19年6月 金山証券監査役(現職) 平成19年6月 当社監査役(現職)	千株 0

(平成20年4月1日現在)

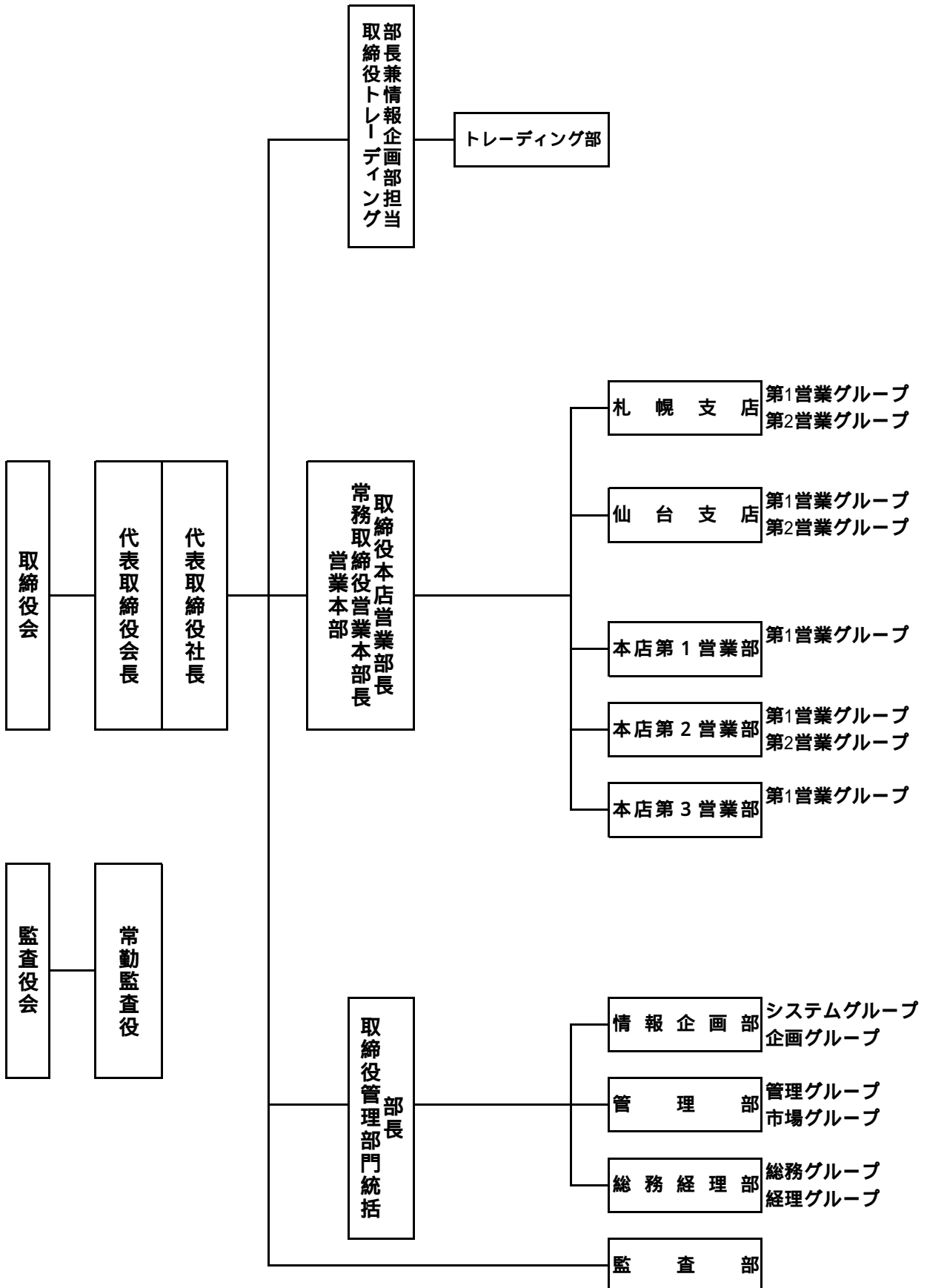
(注) 監査役大野 勝、角田達也の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

従業員の状況

	総計	男女別		営業・内勤	
		男	女	営業	内勤
従業員数	96人	83人	13人	67人	29人
平均年齢	39.8才	41.5才	28.8才	39.2才	41.0才
平均勤続年数	9.7年	10.1年	7.0年	8.1年	13.4年
登録外務員数	59人	59人	0人	51人	8人

(平成20年3月31日現在)

当社の経営組織は、次のとおりです。
 (平成20年3月31日)



2. 営業の状況

営業方針

1. 商品取引に関する的確な情報を提供することに努め委託者への奉仕に徹する。
2. 受託契約準則を忠実に守り、クリーンな営業を行う。
3. 信頼される営業活動により顧客の拡大を計る。

当社及び当業界を取巻く環境並びに営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益が底堅く推移し景気は緩やかな回復基調にあったものの、サブプライムローン問題をはじめとする不安定な金融情勢や原油価格高騰により景気は先行き不透明感を払拭できず一進一退の厳しい状況が続きました。

一方、商品市場におきましては、改正商品取引所法施行以降、勧誘行為規制等の強化により市場規模の大幅な縮小が続いており、特に8月以降の米国サブプライムローン問題に端を発した商品市場の急激な価格変動により出来高が大きく減少しました。

総出来高は、商品市場全体を牽引してきた貴金属・石油両市場の落ち込みが影響し、前年度比16.5%減少の7,107万枚と4期連続で前年度を下回る結果となりました。

このような環境の中で、受取委託手数料は771百万円（前期1,000百万円）、トレーディング部門の自己売買収益は502百万円（同855百万円）と両部門とも当初計画を大幅に下回り、経常利益は17百万円（前期292百万円）、当期純利益は商品取引責任準備金戻入、関係会社株式売却益等による96百万円を特別利益に計上し、特別損失に役員退職金等12百万円を計上したことにより41百万円となりました。

なお、当事業年度における受取手数料、売買損益および売買高は次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第53期 (自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)
	商品先物取引
農産物市場	472,262
貴金属市場	209,070
ゴム市場	28,102
石油市場	28,677
砂糖市場	33,145
小 計	771,256
商品ファンド	0
合 計	771,256

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は四捨五入して表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第53期 (自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)
	商品先物決済損益
農産物市場	24,127
貴金属市場	180,639
ゴム市場	121,889
石油市場	157,617
砂糖市場	18,126
合 計	502,398

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は四捨五入して表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 商品市場名	第53期 (自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物市場	274,048	12,198	286,246
貴金属市場	75,936	793,556	869,492
ゴム市場	16,925	413,620	430,545
石油市場	18,574	889,206	907,780
砂糖市場	9,593	11,272	20,865
合 計	395,076	2,119,852	2,514,928

対処すべき課題

商品先物業界を取り巻く環境は、平成17年の改正商品取引所法施行以降、市場規模の大幅な縮小の影響により、商品取引員の廃業、経営統合、受託から取次ぎへの業態変換等、業界再編成が進んでおります。

このような中、本年12月中には東京工業品取引所が株式会社化され、平成21年導入予定の新取引システム(取引時間の24時間化等)への対応も急務となります。

当社はこの大変革期にあたり、営業部門においてはコンプライアンスと顧客満足度を最優先とした信頼される営業活動により営業基盤の拡大に努めてまいります。

また、コンプライアンス態勢の強化および社員の資質向上を図り社内管理体制に万全を期してまいります。

一方、トレーディング部門におきましてもトレーダーの人材強化・社員トレーダーの育成と、平成20年11月予定の東京穀物商品取引所におけるとうもろこしのザラ場取引への対応等、新たなトレーディング手法の開発・運用に取り組み収益力の向上を目指してまいります。

「受託業務管理規則」

受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、自己責任の徹底と、委託者の保護育成を図るため、勧誘ならびに受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定および改正)

第2条 本規則の制定および改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第3条 当社は、次の各号の一つに該当する者に対しては、商品先物取引の顧客の勧誘および受託は行わないこととする。但し、第7号から第11号に該当する者で次項に掲げる要件等を満たしている場合には、この限りではない。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者、および認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 商品先物取引を借入金により行おうとする者
- (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
- (6) 長期入院、自宅療養者およびこれに準ずる者
- (7) 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持(収入の過半を占る)する者
- (8) 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者
- (9) 一定の高齢者(年齢75歳以上)
- (10) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- (11) 銀行、農業・漁業の共同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者、国・地方公共団体その他

公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者、民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者

(12) その他商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 前項第7号から第10号に該当する顧客について、次の例外要件を満たしている場合であって、顧客の自書により、自らが商品先物取引不適格者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを承認したとき、また、第11号に該当する顧客については、本人から自書による取引申出書の提出があり、取引を希望する旨の申出があった場合において総括責任者および副総括責任者が承認したときは、前項の規定にかかわらず、それらの顧客に対する勧誘および受託ができるものとする。なお、これらの審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者およびその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(1) 前項第7号および第8号の顧客については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることおよびそれを証明できるものがあること

(2) 前項第9号の顧客については、顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等)の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み、リスク等説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明できるものがあること

(3) 前項第10号の顧客については、新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること、および新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて証明できるものがあること

3 第1項の各号に該当しない者であっても、管理担当責任者が、諸要件を判断して先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、顧客の勧誘および受託を行わないこととする。

4 当社は、70歳以上75歳未満の高齢者についても適正な投資可能資金額の設定や商品先物取引の仕組み、リスク等の理解の状況等について厳格に審査するものとし、取引開始後においても老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することのないよう管理するものとする。

(取引口座設定申込書の徴収および適合性の審査)

第4条 当社は、顧客の取引に対する主体性を確認するため、次に挙げる事項を記載した「取引口座設定申込書」を、顧客より徴収することとする。

(1) 住所、氏名、生年月日、性別、家族構成

(2) 職業および職務内容、勤務先および勤務先住所、役職名

(3) 商品先物取引の理解

(4) 商品先物取引、株式取引(現物、信用、先物)の経験度合

(5) 資産状況(年収、預貯金、その他)

(6) 投資可能資金額

- (7) 経済情報入手の方法
- (8) 受託契約を締結する目的
- (9) その他必要と認めた事柄

2 「投資可能資金額」の申告を受けるにあたっては顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分理解した上で損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であること、および損失が発生したときは、その額が減額されるものであることについて、顧客に分かりやすく説明するものとする。

3 顧客より取引口座設定申込書の差入れがあった場合は、第3条第1項に抵触しないことを確認し、その知識、経験、財産の状況、受託契約を締結する目的に照らして不適當な勧誘および受託とならないよう審査を行うため、記載内容の精査の他、営業記録、顧客カード記載内容について総括責任者および副総括責任者が審査を行い適否を判断するものとし、審査結果については、審査日、審査者および適否の判断根拠を含めて記録を作成し、書面および電子媒体等により取引終了後3年間は保存するものとする。また、審査結果が出るまでは約諾書や取引証拠金等の受理または、取引の受託は行わないものとする。なお、勧誘過程で適合性がないことが判明したときは直ちに勧誘を中止するものとする。

4 顧客の意思により当初の投資可能資金額を増額変更する場合においては、新たに設定した投資可能資金額が損失となった場合でも生活に支障がない額であること、およびその裏付けとなる証明があり、自書による申出書を得るとともに当該顧客が商品先物取引を理解している等を確認し総括責任者がこれを決裁する。

(顧客カードの整備)

第5条 当社は、本店および支店ごとに商品先物取引を行おうとする顧客について、「取引口座設定申込書」等を参考に、当社が必要と認めた下記の事項を記載した顧客カードを作成し、すべてこれを本店(管理部)に備え付け、当該支店はその写しを備え付けるものとする。但し、顧客が法人の場合は、第3号および第4号の記載を一部除くことができる。なお、これらの情報に変更があった場合には、その都度更新し適切に管理しなければならない。

- (1) 氏名または商号、住所または所在地および連絡先または勤務先
- (2) 職業または職種、年齢および性別
- (3) 資産および収入の状況、投資可能資金額
- (4) 商品先物取引および証券取引の経験の有無
- (5) 受託契約を締結する目的
- (6) その他必要と認める事項

(勧誘に際しての留意点と説明義務等)

第6条 当社は商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、それに先立って顧客に当社の商号、登録外務員の氏名および商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知および意思の確認についての記録を残すものとする。また、顧客が勧誘を希望しない旨または商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧

誘および委託を拒否した顧客の氏名、電話番号等については管理システムで管理し、FAX等により本・支店等全社内に周知徹底するとともに、電話発信に対する規制装置を設け、勧誘および委託を拒否した顧客の電話番号を登録し、登録された電話番号に対し発信の規制を行いそれらに対する再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

2 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。但し、顧客の指示または承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 深夜、早朝等迷惑となる時間帯での電話または訪問による勧誘
- (2) 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、不安の念を生じさせる勧誘
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

3 当社は、商品先物取引の委託の勧誘および受託契約を締結しようとするときは、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」、「商品先物取引入門の手引き」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認にあたっては、まず、第1号および第2号に係る説明をし、その理解の確認を書面により行い、その後その他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその20～40倍にもなる過大な取引を行うものであること
- (2) 預託した取引証拠金等が相場の変動によっては短期間に減損するなど、取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- (3) 取引証拠金等の制度、種類およびその発生の仕組み等に関する事項
- (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度およびその徴収の時期等に関する事項
- (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
- (6) 損失補てん等の禁止行為に関する事項
- (7) その他「商品先物取引 - 委託のガイド」に記載する主務省令で定められた事項

(受託業務の禁止行為)

第7条 商品先物取引の顧客の勧誘ならびに受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、個人情報保護法、取引所指示事項および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(未経験者の保護育成措置)

第8条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、直近の3年以内に延べ90日間以上商品先物取引の経験を有していない者、またはこれと同等と判断される者を未経験者と規定しこれらの顧客に対しては3ヶ月間を習熟期間とし、その間は次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 顧客に対し、第6条3項に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証証拠金および損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、

取引経験等からみて、明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること

- (3) 未経験者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、顧客が申告した投資可能資金額の3分の1に相当する取引量の範囲内において受託するものとする
- (4) 顧客に対し、商品先物取引について十分な理解と認識を深めて頂くため、習熟期間中に下記の事項等について、理解確認を行うこととする。調査の結果、未だ理解が充分でないと判断される顧客については、更に理解を深めて頂くよう努めることとする
 - (イ)「商品先物取引 - 委託のガイド」の内容に対する理解
 - (ロ) 損益発生仕組み、および損益計算方法の理解
 - (ハ) 取引証拠金の性格、および取引追証拠金の計算方法の理解
 - (ニ) ストップ高安等の値幅制限についての理解
 - (ホ) 約定値段、総取引金額についての理解
 - (ヘ) その他、必要と認める事項についての理解
- (5) 健全な顧客の導入を図るため、顧客に所在、年齢等を明確にするための証明(免許証等の本人確認書)を求めることとする。顧客が法人の場合は、登記簿謄本の提出を求め、それを徴収することとする

(顧客の取引内容の点検)

第 9 条 当社は、委託者の保護育成および受託業務の適正な運営を確保するため、取引証拠金の預託額が或る一定金額を超えた顧客は、管理担当責任者が面談し取引内容等を残高確認書にて点検するとともに、適切な顧客管理を行うものとする。また、預託額が投資可能資金額を超えていない顧客であっても、総括責任者および副総括責任者または管理担当責任者が必要と認めた顧客は、その都度取引状況を分析、精査し、適切な顧客管理を行うものとする。

なお、第3条第1項11号に該当する顧客に対しては、不正資金の流入を防止するため調査を開始するものとし、そのため次の基準等を定め行うものとする。

- (1) 当該顧客の1回の入金で、年収相当額を超えるものがあつたとき、当該顧客の資金について調査を開始する
- (2) 調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や資金の出所(自己資金かどうか、自己資金ならその内容等)を当該顧客と直接面談して聴取することとする
- (3) 調査は管理部門(管理担当班等)があたるものとし、営業部はこれに協力するものとする。調査が困難と判断したときは、興信所、その他外部調査機関に委託する等、資金調査に必要な措置を講ずるものとする
- (4) 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする
- (5) 当社は顧客から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該顧客に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、適宜の措置をとるものとする

(取引本証拠金の額およびこれに係る措置)

第10条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、相場の状況等により当社が必要と判断する場合には取引本証拠金の額を一定額増加することがある。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として管理部長を定め、その内容について社内徹底するとともに、顧客に周知し、その記録を3年間保存する。

(現金の授受に関する措置)

第11条 当社は顧客との間の入金および出金については原則として振込にて行うものとする。但し、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合には、総括責任者または副総括責任者が顧客ごとにその必要性等について審査し現金受渡しの可否について判断を行う。審査結果により現金の受渡しがあった場合には、その結果を記録し3年間保管するものとする。

2 現金を受領する場合には、当社が発行する金額、顧客名、受領日を記載した預り証または領収書の交付と同時に行うものとする。

3 顧客との間で現金による入出金があった場合には、営業責任者等より当該顧客に対し、その金額、受渡しを行った日時および外務員の氏名等について確認を行うものとする。

4 現金による受渡しに当っては複数の役職員で行うこととし、やむを得ず1名で対応する場合には、営業責任者の承認の上で行うものとする。

(管理担当班の設置)

第12条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、本店の管理部を主体として、本店および支店ごとに管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

2 本店に、受託業務に係わる総括管理と、第13条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者および副総括責任者を設置する。

3 総括責任者は担当役員とし、副総括責任者は管理部長および管理部次長とする。

(管理担当班の職務)

第13条 管理担当班の職務は次の通りとする。

(1) 顧客カード等の精査による顧客の選別、ならびに受託の適否の決定および顧客管理のための顧客カードの整備

(2) 商品先物取引の経験の無い顧客からの受託に際し、顧客の投資可能資金額に対する審査

(3) 顧客の資金力、取引経験等から観て不相応と判断される取引の抑制

(4) 登録外務員の顧客に対する連絡、サービス状況等の掌握および営業部門に対する指導

(5) 顧客の取引内容を分析、精査および取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な処置、ならびに担当外務員に対する指導、助言

(6) 顧客からの苦情、紛争に対する適切な対応および過去に恣意的に紛争を多発した顧客の参入の予防措置

(7) 外務員に対する関係法令諸規則等の指導および遵守状況の監視

(8) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及、ならびに顧客の理解を向上させる

ために必要な措置

(9) その他、委託者の保護育成に必要と認められる措置

(違反者に対する懲戒)

第14条 第7条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、これを社内規定に基づき懲戒する。

(広告等に係る管理措置)

第15条 当社は、受託業務に係る印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告、宣伝を行うときは、表示および方法を適切に管理するため、取締役管理部門統括部長を責任者とする審査委員会において、実施に先立って社内審査を行うものとする。

- 2 広告等の表示内容については、商品取引所法その他関係法令によって義務付けられた表示事項を表示するとともに、日本商品先物取引協会の定める「会員の広告等に関する規則」および「会員の広告等に関する指針」を遵守するものとする。

(勧誘方針の策定および公表)

第16条 当社は、適合性の原則に基づき、適正な勧誘およびその確保のため必要な事項を定めた勧誘方針を策定し公表を行う。

- 2 勧誘方針の公表については、本店および支店に掲示し、当社ホームページ内においても閲覧等が行えるものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第17条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。
また、本規則を変更したときも同様とする。

本規則は、平成10年4月1日より実施する。

附 則

平成12年4月4日開催の取締役会において議決した第3条第1項第1号の変更規定は平成12年4月1日より実施する。

附 則

平成14年1月21日開催の取締役会において議決した第3条第1項および同項第5号、6号の変更規定は平成14年2月1日より実施する。

附 則

平成15年3月17日開催の取締役会において議決した第3条第1項6号および第9条の変更規定は平成15年4月1日より実施する。

附 則

平成15年5月28日開催の取締役会において議決した第9条の2第1項および第2項の変更規定(新設)は平成15年6月6日より実施する。

附 則

本則は商品取引所法の改正に基づき平成17年7月28日開催の取締役会において全面的に改定された。この規則の実施は平成17年8月1日とする。

附 則

平成18年1月10日開催の取締役会において議決した第6条第1項の変更規定(文言追加)は平成18年2月1日より実施する。

附 則

平成18年10月30日開催の取締役会において議決した第11条第1～3項および本規則条文中の責任者の呼称変更等の変更規定は平成18年11月1日より実施する。

附 則

本則は商品取引所法の改正に基づき平成19年10月23日開催の取締役会において一部改定された。この規則の実施は平成19年11月1日とする。

附 則

平成19年12月25日開催の取締役会において議決した第11条（現金の授受に関する措置）の追加は平成20年2月1日より実施する。

外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
68名	5名	11名	62名

委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
511名	273名	466名

苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機関 での解決	訴訟	苦情 相互に話し合 い中	紛争 紛争処理機関 で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生 した案件の件数	2件	1件	0件	3件	2件	2件
前年度から継続してい る案件の件数	0件	0件	1件	1件	0件	0件
合計	2件	1件	1件	4件	2件	2件

- (注) 1. 苦情とは、受託業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載しています。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数	1件	0件	0件	1件
前年度から継続している案件の件数	0件	0件	0件	0件
合計	1件	0件	0件	1件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数	0件		0件	
前年度から継続している案件の件数	1件		0件	
合計	1件		0件	

(注) 1 . 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数	2件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数	0件	0件	0件	0件
合計	2件	0件	0件	0件

(注) 1 . 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2 . システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

貸借対照表

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,947,565	流動負債	1,940,214
現金・預金	1,765,488	短期借入金	100,000
委託者未収金	85,075	未払法人税等	4,985
関係会社株式	311,110	預り証拠金	1,700,536
商品	89	(うち現金)	(1,438,868)
前払費用	19,620	(うち有価証券)	(261,667)
保管有価証券	261,667	未払金	9,297
差入保証金	630,554	未払費用	98,541
委託者先物取引差金	948,882	その他の流動負債	26,853
預託金	784,000		
繰延税金資産	6,590	固定負債	376,529
未収入金	110,462	繰延税金負債	120,013
その他の流動資産	24,023	退職給付引当金	35,890
		役員退職慰労引当金	220,625
固定資産	1,284,108	特別法上の準備金	24,416
有形固定資産	23,898	商品取引責任準備金	24,416
建物	3,643	(商品取引所法第221条)	
構築物	419		
器具及び備品	19,835	負債合計	2,341,159
無形固定資産	33,824	純資産の部	
のれん	6,106	株主資本	3,715,654
電話加入権	27,717	資本金	1,860,000
投資その他の資産	1,226,385	資本剰余金	510,000
投資有価証券	671,090	資本準備金	510,000
関係会社株式	2,500	利益剰余金	1,346,454
出資金	18,000	利益準備金	1,226
長期未収債権	102,898	その他利益剰余金	1,345,228
長期差入保証金	314,497	別途積立金	870,000
長期貸付金	19,050	繰越利益剰余金	475,228
長期前払費用	866	自己株式	800
長期預金	200,000	評価・換算差額等	174,859
その他の投資等	380	その他有価証券評価差額金	174,859
貸倒引当金	102,898	純資産合計	3,890,514
資産合計	6,231,673	負債・純資産合計	6,231,673

(千円未満切捨)

損益計算書

損 益 計 算 書

(自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,273,660
受取手数料	771,256	
商品先物取引に係る受取委託手数料	771,256	
売買損益	502,398	
その他の営業収益	6	
営業費用		1,311,968
販売費及び一般管理費	1,311,968	
営業損失金額		38,307
営業外収益		24,012
受取利息	5,414	
受取配当金	17,698	
その他	899	
営業外費用		3,003
支払利息	1,878	
その他	1,125	
経常損失金額		17,299
特別利益		96,833
貸倒引当金戻入益	4,117	
商品取引責任準備金戻入	52,863	
関係会社株式売却益	39,852	
特別損失		12,544
役員退職金	4,500	
その他	8,044	
税引前当期純利益金額		66,989
法人税、住民税及び事業税		6,952
法人税等調整額		18,562
当期純利益金額		41,474

(千円未満切捨)

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 自 平成 19年 4月 1日
至 平成 20年 3月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
前期末残高	1,860,000	510,000	1,226	870,000	502,733	800	3,743,159
当期変動額							
剰余金の配当					68,980		68,980
当期純利益金額					41,474		41,474
株主資本以外の当期中の変動額(純額)							
当期変動額合計					27,505		27,505
当期末残高	1,860,000	510,000	1,226	870,000	475,228	800	3,715,654

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
前期末残高	485,940	4,229,100
当期変動額		
剰余金の配当		68,980
当期純利益金額		41,474
株主資本以外の当期中の変動額(純額)	311,081	311,081
当期変動額合計	311,081	338,586
当期末残高	174,859	3,890,514

(千円未満切捨)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象又は状況
該当事項はありません。
2. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法により評価しております。
 - (2) デリバティブの評価基準および評価方法
時価法によっております。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 定率法によっております。
 - 無形固定資産 定額法によっております。
 - (4) 引当金の計上基準
 - 商品取引責任準備金
商品取引所法第221条の規定に基づき積立てております。
 - 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、会計基準変更時差異(4,962,467円)については15年による均等額を費用処理しております。
 - 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (5) 営業収益の計上基準
 - 受取手数料(商品先物取引)
委託者が商品取引所において取引を約定した日に計上しております。
 - 売買損益(商品先物取引損益)
反対売買により取引を決済したときに計上しております。
 - (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
 - リース取引の会計処理
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってお

ります。

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより損益に与える影響はありません。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%と備忘価額(1円)との差額を5年間で均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表等に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,973,575 円
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な資産として事務用機器および業務用車両等があります。
- (3) 担保提供資産 投資有価証券 315,640,000 円
上記に対応する債務 短期借入金 100,000,000 円

(4) 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

投資有価証券	311,540千円
保管有価証券	260,752千円
合計	572,292千円

(5) 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

現金	759,000千円
----	-----------

- (6) 委託者未収金のうち、無担保未収金は110,897千円であります。また、発生から1年を経過しているものは102,898千円であります。なお、投資の部に計上されているものは、102,898千円であります。
- (7) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉を決済したと仮定して計算した委託者の売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって日本商品清算機構に立替払いした(日本商品清算機構から預かった)金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、商品取引所ごとに合計して算出しております。

- (8) 親会社株式(流動資産) 311,110,000円

- (9) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	5,280,072円
長期金銭債権	150,000,000円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	59,165,345 円
------------	--------------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 3,450,000 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 1,000 株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成 19 年 6 月 22 日の第 52 回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	68,980,000 円
--------	--------------

1 株当たり配当額	20 円
-----------	------

基準日	平成 19 年 3 月 31 日
-----	------------------

効力発生日	平成 19 年 6 月 25 日
-------	------------------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	89,794,375 円
-----------	--------------

商品取引責任準備金	9,937,344 円
-----------	-------------

貸倒引当金	41,879,781 円
-------	--------------

未払賞与	4,693,931 円
------	-------------

未払事業税	916,279 円
-------	-----------

繰越欠損金	14,267,082 円
-------	--------------

その他	<u>34,668,944 円</u>
-----	---------------------

小計	196,157,737 円
----	---------------

評価性引当額	<u>181,820,267 円</u>
--------	----------------------

繰延税金資産合計	14,337,470 円
----------	--------------

繰延税金負債

仮払認定損	7,747,448 円
-------	-------------

その他有価証券評価差額金	120,013,251 円
--------------	---------------

繰延税金負債合計	127,760,699 円
----------	---------------

繰延税金負債の純額	<u>113,423,229 円</u>
-----------	----------------------

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および事業年度末残高相当額

器具備品	取得価額相当額	71,320,779 円
------	---------	--------------

	減価償却累計額相当額	<u>39,787,771 円</u>
--	------------	---------------------

	事業年度末残高相当額	31,533,008 円
--	------------	--------------

(2) 事業年度末における未経過リース料相当額

未経過リース料事業年度末残高相当額

1 年 内	15,840,975 円
1 年 超	17,083,946 円
合 計	32,924,921 円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,128 円 01 銭
(2) 1株当たり当期純利益	12 円 02 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表については、会社法436条第2項第1号の規定に基づき会計監査人の監査を受けております。

財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額(*1) / リスク額(*2) × 100]	1,095%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額(*3) / 資本金額 × 100]	209%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金 × 100]	200%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資本 × 100]	60%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額(*4) × 100]	80%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額(*3) × 100]	59%
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	239%

*1 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

*2 「リスク額」は、同法211条に基づく同施行規則第99条により算出しております。

*3 「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同施行規則第38条の規定により算出しております。

*4 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額および委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いております。

4.追加情報

1.会社の体制および方針

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 概要

本決議は、会社法第362条第4項第6号及び第5項に基づき具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることとする。

当社は、法令諸規則・定款・社内規程等を遵守しつつ企業論理を強化し、良き企業市民として豊かな社会の実現に貢献することを旨とする。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制の基礎として、「経営理念と方針」に基づき企業行動規範の基本原則であるコンプライアンス・マニュアル等必要な社内諸規程を制定する。

代表取締役は、管理部門担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、監査部と定期的な内部監査により法令諸規則・定款等の適合性を確認するとともに、コンプライアンスの推進ならびに教育研修を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度（アサヒホットライン）を創設しその浸透を図る。

企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士により受ける体制を構築する。

反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。

財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報については法令及び文書整理保管規程に基づき適切に保存・管理を行い必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等当社の事業活動に係る諸リスクの把握、評価分析に基づきリスクマネジメントのための諸施

策を適切に実施する。

監査部は監査規程に基づき定期的な監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査役会に報告する。

緊急事態対策規程を定め、天災地変等の非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。

(5) 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。

職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。

取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また各部門担当取締役によって構成される役員連絡会において業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。

(6) 当社並びにその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。

グループ各社の内部統制システムについては、親会社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

グループ各社は重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題等について親会社に報告することとする。また、グループ会社において重要な検討事項が生じた場合は、グループ各社を横断して委員会を設置し、検討を行う。

グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

親会社のリスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、当社リスクマネジメントを実施し、その状況を親会社のリスクマネジメント委員会へ報告する。親会社のリスクマネジメント委員会はグループ各社全体のリスクの評価及び管理の体制を構築し、運用管理を行う。

親会社の監査役及び内部監査部門の監査を必要に応じて受け入れる。

親会社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認められた場合は、親会社の内部監査部門又は親会社の監査役へ報告するとともに当社の監査役へ報告することとする。

監査役は定期的にグループ監査役会に参加し、親会社の監査役と意見交換を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当社の使用人の中から監査役補助を1名以上配置することとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、下記の事項について、遅滞なく監査役に報告する。

職務執行に関して重大な法令・定款違反又は不正行為の事実

会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項

会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

取締役及び使用人は、その業務執行に関する事項につき、監査役から報告を求められた場合は速やかに当該事項につき報告を行う

監査役は、取締役会、役員連絡会その他必要な会議に出席し当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思疎通を図るものとする。

監査役は、会計監査人、監査部とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。

監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に則り適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備、運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。

2. 役員の変動(平成20年6月25日付)

退任 代表取締役会長 宮本 勇

3. 機構改革および取締役業務委嘱(平成20年6月25日付)

(1)機構改革

経営組織体制をトレーディング本部、管理本部を新たに導入し営業本部と併せて3本部制とする。

(2)取締役業務委嘱

常務取締役	紺野 栄信	委嘱	営業本部長
取締役	太田 文興	委嘱	管理本部長兼管理部門統括部長
取締役	鍵和田 均	委嘱	トレーディング本部長 兼トレーディング部長兼情報企画部担当
取締役	高原 幸男	委嘱	営業副本部長兼本店営業部長

以上